



千年先も、
いつくしむ。

宮島訪問税のご案内

2023年10月1日(日)開始

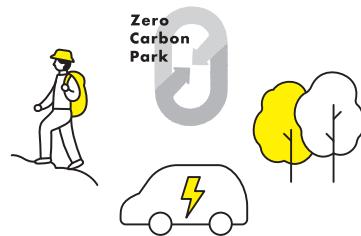
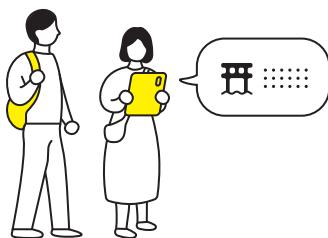
瀬戸の内海に生きつづける世界の宝。美しく尊い、宮島の自然と文化を未来へつなぐために。
宮島訪問税を創設して、環境整備や文化への理解、エコツーリズムの推進などに役立てます。

宮島訪問税の活用例

●訪問者の受入環境の整備

●文化や歴史への理解を促進

●自然環境に負荷の少ない観光



納める方

船舶で宮島を訪問(入域)される方が税を納める対象者です。ただし、以下の方は対象外です。

宮島訪問税の納税対象にならない方

- ①宮島町の住民
- ②宮島町にある事務所・事業所に通勤する者(48時間/月以上の雇用)
- ③宮島町にある学校に通学する者(48時間/月以上の授業)
- ④未就学児(小学校に入学前の児童)
- ⑤修学旅行など学校教育の一環として、宮島での行事や活動に
 参加する学生(大学生を除く)と、その引率者や付添人
- ⑥療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳のいずれかを交付されている方

※①～③の方には、課税対象外証明書を発行します。

※⑤の場合は、廿日市市HPから様式をダウンロードして学校長の証明を取り、
 乗船時に船舶運航事業者に提出してください。

税率(税額)

納税義務者(税を納める方)は、①か②のどちらかの納付方法を選ぶことができます。

- ①宮島を訪問(入域)するごとに1人1回 100円
- ②1年分を一時に納付する場合は、1人1年ごとに 500円(1年間はそれ以上の納付は不要)

※②の場合は、初回の訪問(入域)予定日の前月10日までに、市役所、宮島支所または大野支所で申告し税を納付します。
 また、廿日市市公式LINEからも申請手続きができます。その際に、1年分一時納付証明書を交付しますので、
 訪問の際は船舶運航事業者等に提示し乗船料のみを支払うこととなります。

徴収方法

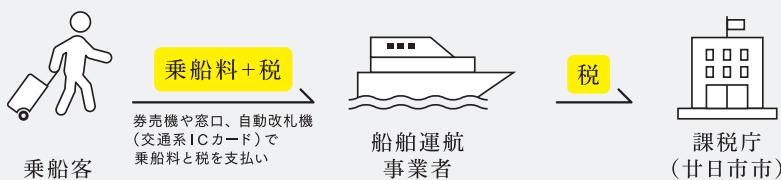
宮島訪問税は、旅客船を運航する船舶運航事業者等が原則、乗船客から徴収し、後日廿日市市に納入されます。主な徴収方法を例示していますが、船舶運航事業者と旅行会社で調整し、適切な事務を行ってください。

● フェリーなど定期旅客船を利用する場合

①フェリー乗船時に乗船料を支払って宮島を訪問する場合

個人旅行またはフェリー代を含まないパック旅行

券売機や乗船窓口、自動改札機(交通系ICカード)で乗船料と一緒に宮島訪問税を徴収します。



②事前に旅行会社の引換券や交通事業者の企画券を購入して宮島を訪問する場合

※引換券は旅行会社が発行、企画券は交通事業者が発行した乗船券(クーポン、バウチャーなど)です。

フェリー代を含むパック旅行や企画券での旅行

乗船窓口で引換券等を提示の際、宮島訪問税を徴収します。



※団体旅行などで旅行会社が事前に宮島訪問税を預かり、添乗員等が乗船窓口で引換券等を提示する際に、まとめて宮島訪問税を支払うことも可能です。

● 貸し切り船を利用する場合

船を貸し切った団体旅行

旅行会社から貸し切り代と一緒に宮島訪問税を徴収します。



※旅行会社が事前に宮島訪問税を預かり、添乗員等が乗船窓口でまとめて宮島訪問税を支払うことも可能です。

※予約発券システムを持たない旅行会社の場合、事前に団体客から貸し切り代と宮島訪問税を徴収し、まとめて船舶運航事業者に支払うことも可能です。

● 個人船を利用する場合

①桟橋を利用して宮島を訪問する場合

桟橋管理者などが桟橋の使用料とともに宮島訪問税を徴収します。

②自然海岸から宮島を訪問する場合

訪問した日から起算して10日以内に訪問者が市役所、宮島支所または大野支所で申告し税を納付します。